

違憲訴訟みやざきの会

ニュース

発行：安保法制違憲訴訟みやざきの会
No.3 2019年9月17日
〒880-0872 宮崎県宮崎市永楽町182番地6
弁護士法人えいらく法律事務所
TEL:0985-23-1355 FAX:0985-23-1356
<https://anpoikenmiyazaki.jimdo.com/>
anpo.iken.miyazaki@gmail.com
<https://www.facebook.com/ikensoshomiyazaki/>

安保法制違憲訴訟 みやざきの会 勉強会

8月30日(金)

久保山弁護士が5月11日のシンポジウムに参加した報告を拡大会議の中で行いました。

シンポジウム 「日米地位協定を検証する！ ～ドイツ・イタリアと比較して～」出席報告 久保山博充弁護士 弁護団事務局次長

先日の拡大事務局会議において、日弁連弁護士会館講堂「クレオ」にて今年5月11日に実施されたシンポジウム「日米地位協定を検証する！～ドイツ・イタリアと比較して～」に参加して学んだことを報告させていただいた。

日米地位協定は、米軍に対する租税免除などの経済的特権の付与、刑事裁判における米軍優遇など、その本質は、米軍に治外法権を認めるものに他ならない。また、米軍が日本の領空を占有できる「横田空域」「岩国空域」などの空域管理は、日米地位協定にすら書かれていないことであるが、これらが、米軍の軍人と日本の官僚によって組織される「日米合同委員会」という秘密会議の中で決定されている。日米合同委員会合意が日本国憲法よりも上位にあると揶揄される現実がここにある。

このような不平等な地位協定だが、1960年に締結された後、今日に至るまで、一文字たりとも改正されたことがない。日本と同じく敗戦国として不平等な地位協定締結を余儀なくされたドイツ・イタリアでは、国内で発生した米軍関与の事件・事故によって高まった国内世論の後押しを受けて、米軍と対等な関係に立つ地位協定への改正を実現している。ドイツ・イタリアだけではない。隣国の韓国や、日本よりも小国といえるフィリピンも、米国との地位協定の改正を実現している。なぜ同じことが日本にはできないのか。

この疑問に、シンポジウム基調講演講師の伊勢崎賢治氏は、こう答えた。日米地位協定の歪みは沖縄に最も端的に表れるが、日本国民は沖縄の苦しみを他人事と捉えている。沖縄の問題であって自分たちとは縁遠いことであるという国民の無関心な態度が改正の大きな妨げになっているのである。

伊勢崎氏は、これに続けて、日本はもはや「主権国」たり得ないとも述べる。

米軍が受け入れ国の基地から出撃して他国を攻撃した場合、そこから誘発される敵国の報復の第一標的は、直近の受け入れ国となる。それは、事実上そうなるというだけでなく、敵国からすれば合法的に報復対象となるということでもある。独立した主権国家間の国際関係において「自由出撃」という概念は存在しえない。自由出撃を許す国家があるとしたら、その国家には主権は存在しない。ところが、日米地位協定では、米軍は、日本の基地からの出撃に際して日本の許可は必要としていない。それどころか、事前通告すら不要である。完全に自由に基地を使い、自由に出撃し、そして外国を攻撃できる。このような地位協定は、「世界唯一」である。

日米地位協定の不平等ぶりと、これを受け入れ続ける日本という国の歪さを痛感せずにはられない、とても考えさせられるシンポジウムであった。



----- 次回勉強会のお知らせ -----

10月1日(火) 市民プラザ中会議室 18:00～ 勉強会のテーマと講師が決まりました。
テーマ：先制攻撃できる自衛隊 (半田滋さん近著のタイトルです)
講師：山田秀一弁護士 (弁護団事務局次長)

これからの予定

2019年10月9日(水)

安保法制違憲訴訟第8回口頭弁論期日

15:00時から宮崎地方裁判所で行われます。詳しくは同封のチラシ「第8回口頭弁論期日」をご覧ください。

2019年11月2日(土)

半田 滋氏講演

安保法制違憲訴訟みやぎの会結成3周年を記念して東京新聞論説兼編集委員の半田滋氏をお呼びして講演会を開きます。

日時：11月2日(土) 13:30開演予定(13:00開場)

テーマ：「安保法制下の自衛隊～踏み越える専守防衛～」

宮崎市民プラザ4FギャラリーII 資料代500円

半田滋氏 略歴：

1955年(昭和30)年生まれ。下野新聞社を経て、91年中日新聞社入社、東京新聞論説兼編集委員。獨協大学非常勤講師。92年より防衛庁取材を担当している。2007年、東京新聞・中日新聞連載の「新防人考」で第13回平和・協同ジャーナリスト基金賞(大賞)を受賞。著書に、「零戦パイロットからの遺言-原田要が空から見た戦争」(講談社)、「日本は戦争をするのか-集団的自衛権と自衛隊」(岩波新書)、「僕たちの国の自衛隊に21の質問」(講談社)などがある。



原告のみなさまへ 陳述書作成のお願い

この度は、原告としてご参加いただき、ありがとうございます。

この訴訟では、原告ひとりひとりの「声」が大変重要になってきます。裁判所の違憲判断を勝取るためには、裁判官の心に、原告1人1人の声を届ける必要があります。

そこで、原告のみなさまに是非ご協力をいただきたいのです。

裁判官の心を揺り動かすために、数多い原告の切実で重大な心の痛みを、「陳述書」の形で示す必要があります。

弁護団が考える「書いて欲しいこと」を盛り込んだ陳述書ひな型があります。これを利用、もしくは参考にして、まずは少しずつでも良いので書いてみてください。

真剣に、そして楽しく、安保法制違憲訴訟と一緒に作っていきましょう!

弁護士のほうで添削や手直しも行いますので、気軽に、あなたの思いを書いてみてください。

どうぞ、よろしくお願い致します。

陳述書を提出した方はもう少しで100名に達します。

詳しいことは、弁護士法人えいらく法律事務所(0985-23-1355)までお気軽にご連絡ください。

これまでの主な動き

【訴訟関連】

★2017年 3月29日 安保関連法国家賠償請求訴訟を提起

(第一次提訴：原告225名、原告代理人26名)

★2017年 7月12日 第1回口頭弁論期日

★2017年11月 1日 第2回口頭弁論期日

★2017年12月27日 安保違憲訴訟追加提

訴(二次提訴：原告34名)

★2018年 2月21日 第3回口頭弁論期日

★2018年 6月 6日 第4回口頭弁論期日

★2018年10月16日 第5回口頭弁論期日

★2018年12月25日 安保違憲訴訟追加提

訴(三次提訴：原告20名)

★2019年 2月 6日 第6回口頭弁論期日

★2019年 6月 3日 第7回口頭弁論期日

【イベント関連】

★2016年11月30日 安保法制違憲訴訟みやぎの会 結成総会

★2017年 3月11日 第1回原告のつどい

★2017年 5月23日 第2回原告のつどい

★2017年 8月30日 第3回原告のつどい

★2017年11月29日 第4回原告のつどい

(会結成1周年記念)

★2018年 6月 6日 第5回原告のつどい

(第4回口頭弁論期日後)

★2018年11月27日 第6回原告のつどい

(原告団結成2周年)

★2019年 5月 9日 第7回原告のつどい

(提訴2周年記念講演会)